

入院時食事療養に係るお知らせ

当院は入院時食事療養(Ⅰ)の届け出を行っており管理栄養士によって管理された食事(治療に基づき医師を含む多職種による栄養管理)を適時(夕食は18時以降)、適温(温冷配膳車による)で提供しています。

入院の食事負担金 (すべての入院患者さんに関係します。)

入院時の食事代		
一般 ・ 後期高齢者保健医療受給者		1食当たり 490円
	指定難病患者・小児慢性特定疾病 児童等の患者さん	1食当たり 280円
低所得者(Ⅱ)住民税非課税世帯等※1	過去12ヶ月の入院日数が90日以下 の入院	1食当たり 230円
	過去12ヶ月の入院日数が90日を超 える入院	1食当たり 180円
低所得者(Ⅰ)住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている人※1		1食当たり 110円
自費の人※2		1食当たり 670円 又は 605円

※1 該当している方は、市町村の役所で申請をし「入院時一部負担金限度額適用・入院時食事標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示してください。

※2 該当している方において、厚生労働大臣が定める特別食を提供した場合は1食につき76円負担金が増えます。また入院する病棟によっては1日につき50円の負担金が増えます。経管濃厚流動食のみの場合は、1食605円となります。

当院の食事の常食・常食ハーフ・産後常食・学童食・貧血食を食べられている患者さんを対象に複数メニューを実施しています。毎週水曜日の夕食(年末年始は除く)は基本メニュー・特別メニューの2つの献立より、希望する献立を召し上がっていただいております。(月曜日の夕食時に特別メニュー申込み用紙を配布)基本メニューは無料、特別メニューは負担額が発生します。金額はメニューによって異なるため、その都度掲示し事前にお知らせいたします。

令和6年6月から、患者負担は1食当たり490円、3食(1日の限度)で1,470円となっております。

* 外泊・外出(食事をお食べにならない場合)においては、前日までに入院病棟へ外泊・外出許可願いをお出してください。

当日の場合、各お食事の締め切り時間を過ぎますとお食事代をいただく場合もありますのでご注意ください。

